



平成25年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 十六銀行
代 表 者 名 取締役頭取 堀江 博海
(コード番号 8356 東証、名証第1部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 秋葉 和人
電話番号(058)265-2111

役員報酬制度の見直しおよび株式報酬型ストックオプション導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止、取締役および監査役の報酬額の改定、取締役に対する業績連動型報酬および株式報酬型ストックオプションの導入に関する議案を、平成25年6月27日開催予定の第238期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、役員の業績向上と企業価値増大への貢献をより強固なものとし株主重視の経営意識を一層高めることを目的とします。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止

従来の役員退職慰労金制度を本年6月27日開催予定の当行定時株主総会終結の時をもって廃止し、当該定時株主総会によって重任される取締役および当該定時株主総会後も引き続き在任する監査役に対し、在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこと、ならびに当該定時株主総会終結の時をもって退任される取締役および監査役について退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該定時株主総会に諮ることといたします。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各人の役員退任時といたします。

(2) 取締役および監査役の報酬額の改定

取締役の報酬額（確定金額報酬額）については、平成7年6月29日開催の第220期定時株主総会において月額20百万円以内、監査役の報酬額（確定金額報酬額）については、平成18年6月27日開催の第231期定時株主総会において月額5百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化や今般の役員報酬制度の見直しによる役員退職慰労金制度の廃止等、諸般の事情を勘案し、取締役および監査役の報酬額（確定金額報酬額）の定めを月額報酬から年額報酬といたします。

(3) 業績連動型報酬の導入

役員賞与については、毎期定時株主総会においてご承認いただいておりますが、業績との連動性をより明確にして、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めるため、従来までの役員賞与を廃止し、確定金額報酬とは別枠にて、当期純利益を基準とした業績連動型報酬を導入いたします。

なお、監査役については、中立性および独立性を確保する観点から、業績連動型報酬の対象とせず、役員退職慰労金制度の廃止と合わせ、すべてを確定金額報酬といたします。

(4) 株式報酬型ストックオプションの導入

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役に対して株式報酬型ストックオプションを導入いたします。

本制度の導入は、当行の取締役に対して、当行の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲、あるいは株主重視の経営意識を一層高めることを目的とします。

なお、当行の取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は、別紙のとおりとします。

以 上

<本件に関する問合せ先>

経営企画部ブランド戦略室（広報担当） TEL：058-266-2512

<別紙：当行の取締役に対して発行するストックオプション（新株予約権）の内容>

1. 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数 4,000個を1年間の上限とする。

目的となる株式の種類および数は当行普通株式400千株を1年間の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行う。

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の主な条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

7. その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定める。

以上